

令和 8 年東郷町教育委員会 6 月定例会	
日時	令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 2 時 3 6 分 閉会
場所	東郷町役場 2 階第 4 会議室
出席委員	教 育 長 鵜飼 洋一 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 高坂 智子 委 員 山田 美登 委 員 近藤 寛
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 大原 貴浩 参 事 上村 直樹 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 荒瀬 五明 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	鵜飼 洋一 教育長 山田 美登 委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 6 月校長会について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課） (4) 東郷町中学校部活動の地域展開ガイドラインの制定について （生涯学習課） (5) 東郷町立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の取扱いに関 する運用基準の制定について（生涯学習課） (6) 地域展開部活動における学校施設利用に関する運用基準の制定につい て（生涯学習課）
議題	（議案）後援名義の使用許可について （議案）東郷町立小中学校における食物アレルギー対応検討委員の委嘱につ いて （議案）東郷町地域展開部活動運営要綱の制定について （議案）東郷町体力づくり推進委員の委嘱について （専承）東郷町学校運営協議会委員の委嘱について （専承）東郷町社会教育委員の委嘱について （専承）東郷町いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について （専承）学校歯科医の委嘱について
傍聴者	なし

部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 6 月定例会を開会します。 会議の進行につきましては、教育長からお願いします。
教育長	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。私と山田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	(全員異議なし)
教育長	異議なしとのことですので、6 月定例会の会議録署名委員は、私と山田委員とさせていただきます。 次に日程第 3、教育長の報告です。
教育長	校長会指導事項報告をいたします。 元東郷中学校長 野々山親先生 春叙勲 瑞宝双光章を授与されたことと、元東郷小学校長 堀之内要先生 元長久手中学校長 加納秀夫 先生がご逝去されたことをお伝えしました。昔気質の先生方で、厳しくご指導いただきました。謹んでご冥福をお祈りいたします。 諸輪小学校・高嶺小学校のボート体験を行いました。風薫る 5 月の湖面は爽やかで、「本物」を体験することは、子どもたちにとって実に貴重な体験であることを再認識しました。様々な課題はありますが、是非とも「東郷町の子どもたちに、一度はボートを漕がせたい」という思いがさらに強くなりました。 台風 6 号の対応について、6 月 3 日（水）の給食を中止し、春木中学校区は始業を 2 時間程度遅らせる対応をとりました。久しぶりの台風で様々なことを考えさせられました。「あらかじめ決められた手順で対応すること」「対応の空振りを恐れない」「小 1 の児童をイメージする」「各家庭・各学校の判断を尊重すること」等を考え併せ、今後に生かしていきたいと思います。 3 日（水）出発の音貝小学校の野外活動は秋に延期となりました。適切にご判断いただきました。 東郷中学校の修学旅行が無事帰ってこられてよかったと思っています。 3 点について話をしました。 1 点目は「タブレット端末の紛失」についてです。端末導入から 5 年が経過をし、機器更新作業を進めるにあたって、6 台の端末（約 3 6 万円相当）が 3 校で紛失していることが判明しました。教育委員会としましてはこのことを重く受け止めて、3 名の校長先生に対しまして、先日「口頭訓告」を行いました。2 校で 3 台はその後見つかりましたが、それ以外は残念ながら今だ発見に至っていません。公金・備品に対する緊張感のなさが残念でならないことを伝え、今回の件を教訓にして、再度「備品管理の在り方」等について、各校の状況を

	再点検していただくよう願いました。 2点目は、5月19日（火）・20日（水）東京・銀座で行われた、全国町村教育長会の定期総会・研修会に出させていただいた件です。楽しいことももちろんありましたが、文部科学省の行政説明等、「缶詰」状態の2日間でした。そこで感じたことですが、私たちは日頃、「自分の感覚」で「自分らしく」様々な判断を下しています。それ自体はとっても大切なことであると思っています。しかし時には「国の教育施策の方向性」や「拠所となる考え方」に耳を傾け、自分自身の考え方を客観的に見つめなおすことはとても大切なことであると感じました。私自身「そうか、やっぱりこれでいいんだ…。」と思うことや、「あれ、ちょっと考え方が偏っていたかな…。」と思うことがありました。校長先生方も日々重要な判断の連続かとは思いますが、時には立ち止まって、幅広く物事を考えるための機会を自分で作り出さずしていただくよう願いました。 3点目です。先日、愛知県義務教育問題研究協議会に出させていただきました。新学習指導要領について、錚々たるメンバーで深い議論がなされ、私は「置いてきぼり感」いっぱいでしたが、大変勉強になりました。 いよいよ今年度は中央教育審議会の答申が出され、次年度から新学習指導要領の「周知・移行期間に入る」こととなります。会議を通して感じたことは、職員（現場）が“その気”になることが何より大切なことであり、何と言ってもまずは校長先生が納得をして「腹落ち」をすることが大切であると考えます。そのために校長先生方は情報を積極的に取りに行っていたと考えています。文科省の教育課程企画特別部会からは100ページを超える「論点整理」が出されましたし、教育課程柔軟化サキドリ研究校からも今後様々な情報が発信されてくるものと思われます。「多様性の包摂」「調整授業時間制度」「“好き”を育み、“得意”を伸ばす」「余白の創出」等、今後大いに注目されることになるそれらの考え方や関係性を深く理解していただき、それぞれの、学校が新しい時代の教育を、本気で推進していける体制の構築にご尽力いただくようお願いしました。 先日の東郷小学校の学校訪問でも、若い先生方が澁瀬と授業を行っていました。「若い先生方に、これからの新しい教育のかたちをきっちり示してバトンを渡す」それが私たちの使命ではないでしょうかという話をさせていただきました。
教育長	以上で 教育長からの報告を終わります。 質問がありましたらお願いします。
委員	タブレットの件ですが、紛失した原因と理由を聞き取って、管理に結び付けることが大事ですね。
教育長	児童生徒のものは、番号で管理されていますね。今回紛失したものは予備機で、職員室で保管されているものですので、職員側の過失です。恐らく、校外には出ておらず、既に見つかったものについても校内で発見されています。使用後元に戻していなかったのか、通常ではありえないところから出てきたそうです。徹底的に探してもらいました。

【外部公開用】

委員	予備機を使わなければいけない状況があって、そのまま体育館だとか運動場に置きっぱなしになってしまった。持ち出した人や使った人、戻した人のチェックがなかった、つまり予備機に対しての管理が全くされていなかったということですよね。
委員	一番嫌なのは、校外に持ち出して見つからなくなったり、フリマアプリ等で転売されたりしてしまうことですよね。
委員	あんまり管理に縛られすぎるのも、先生方の仕事が増えてしまいますし、備品自体積極的に活用するのは良いことですが、かといって管理を蔑ろにしていわけではありません。1台10万円以上する高価なものですので、これを機に、他の備品も含めて、管理体制を整えていただきたいです。
学校教育課長	民間企業が行う年に一度の棚卸しのような点検は、本来、「学校備品事務の手引き」に基づき実施することになっています。しかし、これまで学校現場で十分に意識されていなかったようです。過去5年間で教職員の異動も多く、体制が引き継がれていなかったことも一因です。
委員	今後は、誰が担当になっても確実に管理体制が引き継がれる仕組みを構築していただきたいです。年度末や、新入生に端末を渡す時期など、節目ごとに必ず点検を行うようなシステムを構築していかなければなりませんね。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	6月の校長会報告をいたします。 1 学校訪問が6月4日に東郷小学校で行われました。また、半日日程の講師要請校内現職教育が6月22日に春木中学校、6月25日に諸輪中で行われました。 各学校では、新学習指導要領で大切にしている「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けて、各学校の特色ある研究主題や研究目標を定めて、計画的に研究を進めています。 教育委員のみなさまも学校訪問ありがとうございました。今後7月2日に諸輪小学校、2学期には、10月1日に高嶺小、10月22日に兵庫小、11月12日に音貝小が行われます。 2 6月中に、東郷中、春木中、諸輪中の3中学校の3年生が、東京・山梨方面へ、2泊3日の修学旅行へ行きました。また、6月4～5日に兵庫小学校が付知峡で、18、19日に諸輪小が美浜少年自然の家、25、26日に高嶺小が旭高原少年自然の家へ無事行ってまいりました。残念ながら3、4日に予定していた音貝小学校の旭高原少年自然の家での野外活動は、台風の影響で、10月6、7日に同じ会場で延期となりました。 また、小学校においては、福祉実践教室や租税教室など校内で行う学校行事や、各種校外学習を各学年の年間計画通りに実施しています。コミュニティー・スクール事業として町探検、町施設の見学、田植え体験など、校外で行う校外学習を行っている学校も増えてきています。また、全小学校でコミュニティー

	スクール事業として3年生の総合学習の一環としての東郷音頭の体験会も行う予定です。 3 中学校の部活動では、6月27日（土）から愛知地区支所大会が始まります。どの部員も、熱中症などの体調には十分に気を付けて、今後の練習に、大会に臨んでほしいと思います。支所大会は、予備日を含めると7月12日（日）まで行われる予定です。 4 5月の教職員の在校時間記録について、80時間超は8名で、100時間超は1名でした。80時間を超える主な超過理由を確認したところ、9名すべてが中学校で、学年・学級事務に要したということでしたが、休日の部活動間や修学旅行の準備に時間を要したことが考えられます。 以上で報告を終わります。
学校教育課長	学校教育課の大竹です。 「第4 報告事項(2) 後援名義の使用許可について」説明します。 資料は1ページになります。 令和8年5月20日から同年6月18日までに、後援名義使用の申請があり、専決処理した案件は、資料とおり4件です。 事務局で確認したところ、過去に許可したものとおおむね同様の内容でした。説明は以上です。 「報告事項（3）要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。 資料は115ページになります。 令和8年4月1日から令和8年6月19日までに申請があり、認定した件数は190件です。 前年度からの比較では、グラフのとおり20件、約10%減少ですが、前年度の割合は5.2%（今年度は4.9%）で割合は大きく変化はありません。 説明は、以上です。
生涯学習課長	生涯学習課の荒瀬です。 (4)「東郷町中学校部活動の地域展開ガイドラインの制定について」説明させていただきます。 資料は60ページから69ページになります。 制定内容は、第1章で本ガイドライン策定までの背景 本町における部活動の現状や地域展開に向けた課題等について検討を重ね、子供たちが自ら興味・関心に基づき、活動を選択し、生涯スポーツ、生涯学習の観点から継続的に活動できる環境を目指すため、その運営指導の望ましい在り方等、基本的な考えと方向性を示しております。 第2章で本町の部活動改革の方向性について 「基本理念・目的」、「休日の活動の在り方等の検討」、「検討体制の整備」、「休日の部活動の廃止に伴う地域活動への展開の段階的推進」を示しております。 第3章で本町の方策、地域展開部活動について 「地域展開部活動の在り方」、「適切な運営や効率的・効果的な活動の推進」として、参加者、運営団体、実施主体、指導者、教員等の兼職兼業、活動内容、

	適切な休養日等の設定、活動場所、会費の適切な設定と保護者等の負担軽減、最後に「学校等の連携等」を示しております。 施行期日は令和8年6月1日からでございます。 (5)「東郷町立学校教育職員の地域クラブ活動に係る兼職兼業の取扱いに関する運用基準の制定について」説明させていただきます。 資料は70ページから76ページになります。 制定理由は、中学校における休日の地域クラブ活動に伴い、学校に勤務する職員が地域クラブ活動の運営団体及び実施主体から報酬を得て、その指導に従事することについて、東郷町教育委員会が行う兼職兼業の許可に関し必要な事項を定めるためです。 主な制定内容は、 第3条関係で兼職兼業の許可の基準に関すること。 第4条関係で兼職兼業の申請等に関すること。 第5条関係で兼職兼業の許可に関すること。 第6条関係で健康管理に関することでございます。 施行期日は令和8年6月1日からでございます。 (6)「地域展開部活動における学校施設利用に関する運用基準の制定について」説明させていただきます。 資料は77ページから80ページになります。 制定理由は、地域展開部活動において、学校施設を適正に利用するために必要な事項を定めることにより、学校、受託者及び東郷町教育委員会が連携し、生徒の安全を確保するとともに、円滑な運営を図ることを目的とするためでございます。 主な制定内容は、 第2条関係で定義に関すること。 第3条関係で対象施設に関すること。 第4条関係で利用時間に関すること。 第5条及び第6条関係で利用の優先に関すること。 第10条で安全管理に関すること。 第11条で保険加入及び対応に関すること。 第12条で賠償責任に関すること。 第15条で苦情等への対応に関することとなっております。 施行期日は令和8年6月1日からでございます。 説明は、以上です。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	「東郷町中学校部活動の地域展開ガイドラインの制定について」の内容のうち

	ち、関係者間の連携体制の構築についてです。 資料に「教育委員会は、必要に応じて学校、地域団体、保護者等を含む関係者による検討委員会を開催し、定期的な情報共有や調整を行います」とありますが、この書き方だと必要に応じてなのか、定期的になのかどっちなんだろう、と思いました。
生涯学習課長	今年度は4回検討委員会を行いますので、「教育委員会は、定期的に学校、地域団体、保護者等を含む関係者による検討委員会を開催し、必要に応じて情報共有や調整を行います」が表現として適切ですね。
委員	そうですね。6月1日に施行されているものですが、もし何かのタイミングで突っ込まれたらと思い、質問させていただきました。 また、情報共有に関しては、必要に応じてではなく、常にオープンであったほうがいいのかなと思いました。例えば、資料に記載のある、年間・月次の活動計画の公表方法についても決まっているのですか。
生涯学習課長	地域展開部活動については、受託事業者が主体となって運営することになります。連絡手段としては、専用のアプリを運用する予定です。利用者にそのアプリへ登録していただき、そこで「今週の練習場所はどこか」「どのような練習計画か」といった情報を、随時提供・共有していく仕組みとなっています。
委員	教育委員会定例会で、部活動地域展開の状況を随時確認できると良いのかな、と思いました。運営を委託事業者任せきりにせず、例えば運営が始まって3か月が経った頃にどんな状況であるか等チェックを行い、委員会に報告する場を設けるべきではないでしょうか。
生涯学習課長	まずは事業を開始して1か月経った頃に、利用する生徒たちからアンケート等を実施し、現状をしっかりと把握いたします。その結果を踏まえて、今後の事業展開をどのように進めていくべきか、事業者と協力しながら、我々としてもしっかりと管理していきたいと考えております。
委員	部活動地域展開は9月スタートでしたね。であれば、まず10月か11月には一度報告していただきたいです。事業が波に乗ってきて、業者との信頼関係も出来てきたら大丈夫かなと思いますが、立ち上げ時はきめ細かく現状を把握し、報告を行うなど、慎重かつ丁寧に運営管理を行っていただきたいですね。
委員	指導者によるハラスメント行為の防止についてです。問題発生時には相談窓口や第三者機関を活用し、とありますが、相談窓口とは具体的にどのようなものでしょうか。 また、ハラスメント問題が起きた際に、どういうルートで連絡が速やかに回るのか分かるようなフロー図みたいなものを決めていただきたいと思いました。
生涯学習課長	指導者に対しては、所定の研修会を行うことになっております。 また、各学校には指導者以外にも、受託事業者の正社員で、指導者の管理を行う「総括責任者」を配置する形となっております。
委員	これまでも中学校の部活動において、教員だけでは対応が難しい場合に地

【外部公開用】

	域の方に指導をお願いして活動していただいている例があります。その際、最も注意してきたのは、やはり「怪我などの事故防止」であり、学校側からも指導者に対して徹底して安全管理の指導を行ってきました。 私自身も別の立場で関わってきましたが、改めて安全面については十分な配慮をお願いしたいです。また、先ほど指摘のあったハラスメントについても、子どもの受け取り方はそれぞれであり、非常にデリケートな問題です。ですから、講習会などを通じて指導者に対してしっかりと周知し、子供たちの安全と権利を守る指導を徹底していただきたいと強く思います。
教育長	相談窓口については、時代の流れやニーズに対応できるような窓口が明示されていること、そして問題が発生した際の連絡体制がしっかりと示されていることが重要ですね。現代の組織として、そのような透明性の高い体制が構築されることを期待しています。
委員	資料 68 ページの保険の加入についてです。実際に事故や怪我が発生した際、どのように対応するのかという具体的なルールを早急に決めるべきだと思います。 例えば、怪我をした場合に指導者が医療機関へ直接連れて行くのか、あるいは救急車を呼ぶべきなのかという判断基準はどうなっているのでしょうか。また、学校への連絡ルートや、保護者への連絡手順についても同様です。病状によっては保護者へ直ちに連絡しなければならないケースもあるかと思います。 保険の補償内容だけでなく、事故発生時の連絡体制や判断基準を明確にした対応マニュアルが必要です。検討をお願いいたします。
教育部長	今回受託いただいた事業者は、全国規模で広く展開されている事業者です。既に各地域での運営ノウハウや対応マニュアル等を作成されているので、今後お見せできるように準備を進めてまいります。
委員	地域展開部活動における学校施設利用に関する運用基準について、長期的な使用により施設・設備が劣化した際の修繕や買い替えについて伺います。 現状では学校施設として教育委員会が費用を負担していますが、地域移行した部活動が使用中に破損させた場合、その費用負担はどうなるのでしょうか。 例えば、保護者から徴収する活動費や参加費の中から修繕費を捻出するのか、それとも町の公費で賄うのか、基本的なルールを明確にしておくべきではないでしょうか。
教育部長	施設や消耗品については、学校での平時の授業活動でも共用していますし、地域展開部活動そのものも、あくまで「町が主催し、事業者に委託して実施している事業」という位置づけですので、基本的な管理責任は町にあります。
委員	部活動の地域移行に伴う施設・設備の修繕や消耗品等の費用については、原則として町が負担する方針ということですね。
教育部長	その通りです。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第 5、議題に入ります。

	議案第26号 後援名義の使用許可に対する意見について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第26号について説明させていただきます。 資料81ページをお開きください。 議案第26号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとするものでございます。 1 主催者は、FREESTYLE SPACE実行委員会 2 事業名は、クロススポーツパーク in ららぽーと愛知東郷 3 実施日は、令和8年10月24日（土）から10月25日（日） 4 会場は、ららぽーと愛知東郷 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。 82ページをお開きください。 申請者の申請に基づき説明を行います。 事業の内容・目的は、アーバンスポーツの体験会やパフォーマンスを通じて、子ども達の運動機会の創出と、地域コミュニティの活性化を図る。 参加対象者は東郷町やその周辺地区の小学生、未就学児、参加予定人数は約2,000人です。 なお、84ページの販売コンテンツの指スケは、希望者に指で操作するスケートボードの販売をする内容とのことで、後援名義に関する内規で後援をしないものと規定する営利の意図があるものに該当するかどうかについても委員の皆様様に留意していただき、審議いただければと思います。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第26号について審議をお願いします。
委員	指スケを体験できるのは面白そうですが、販売コンテンツとしてあるのがやはり引っ掛かりますね。営利目的にあたるのではないかなと。
委員	そうですね。また、申請書に記載された事業の内容・目的と体験コンテンツの内容が全く違うのも非常に気になりました。申請書には「アーバンスポーツ（BMX、ブレイキン、スケートボード、パルクール等）の体験会」とすごくカッコいいことが書いてあるのに、資料のイベント概要に記載された体験コンテンツは「ダブルダッチ、けん玉、指スケ」になっています。どういう宣伝チラシを作成するのかにもよるんですが、BMXが体験できると書いてあったから行ったのに、出来なかったらつまらないですよ。 去年も同じ事業をららぽーと愛知東郷で行っているそうですが、後援の申請は今年が初めてですか。
学校教育課長	そうですね。過去に申請していれば記録がありますが、この事業については記録がなかったので、今回初めて申請を出しています。
委員	申請してきた内容と実際の内容が違うということと、指スケの販売があるのがちょっと気になりますね。去年は後援許可なしで事業を行って、好評だった

【外部公開用】

	ようですので、改めて教育委員会が後援を行う必要があるのでしょうか。
委員	保護者としては、教育委員会の後援がある方が安心でしょうから、もしかすると「教育委員会の承認は得ているのか」等とお尋ねがあったのかもしれませんが。
委員	それでもやはり申請内容とイベント内容が違いすぎるのが気になります。申請書に書いてあることをやってくれるのなら、貴重な体験が出来て良いかなと思ったのですが。
教育長	活動自体を否定するものではないですが、果たして本当に教育委員会の後援が必要かどうかを、私たちが判断するといった感じですね。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第26号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	賛成 0、反対 4
教育長	全会一致で、議案第26号については、否決します。 次に、議案第27号 東郷町地域展開部活動運営要綱の制定について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	議案第27号 「東郷町地域展開部活動運営要綱の制定」について説明させていただきます。 資料は、91ページから101ページになります。 この案を提出するのは、将来にわたり生徒がスポーツ活動及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教員の負担軽減を図る必要があるためでございます。 主な制定内容としまして、第2条関係で、教育委員会は、地域展開部活動を適切に運営できると認められる者に地域展開部活動の運営の全部又は一部を委託できると定めております。 第4条関係で、地域展開部活動の対象となる生徒は、東郷町町立学校設置条例第2条に規定する、東郷町町立学校に就学している生徒又は町内に住所を有する中学生とすると定めております。 第10条関係で、受託事業者は、入会保護者から活動に係る費用を徴収できること。ただし、東郷町就学援助費事務取扱要綱 第2条第1号に規定する要保護者並びに準用保護者として教育委員会が認定した生徒の保護者は、申請により、地域展開部活動の参加費の全額免除を受けることができると定めております。 施行期日等は、令和8年7月1日からであります。 説明は以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第27号について審議をお願いします。
委員	もし、大会に勝ち進んで遠方の会場へ行くことになった場合の交通費等も、この申請を行えば全額免除されるということですか。それとも、交通費等も免除には別の申請が必要だったり、そもそも遠征に係る交通費等は保護者が出すことになっていたりするのでしょうか。 交通費が自費なら大会に出させません、という保護者もいるかもしれません。

【外部公開用】

生涯学習課長	基本交通費等は自己負担ですね。
学校教育課長	就学援助の方でも、交通費等の支援はないですね。学校部活動における移動費用についても、団体戦とかの場合は町で負担していますが、個人戦の場合は基本自己負担でやっていますね。優秀な成績を収めた際には奨励金がありますが、地域展開事業とは別の観点での話になるかと思います。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第27号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、議案第27号については、原案のとおり承認します。 ここでお諮りします。次の議案第28号から議案第29号まで、及び専承第8号から専承第11号までは、人事案件のため、東郷町教育委員会会議規則第12条第1項のただし書きにより、非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、次の議案第28号から議案第29号まで、及び専承第8号から専承第11号までは非公開とします。
	【内容非公開】 ※議案第28号から議案第29号まで、及び専承第8号から専承第11号までは、全員賛成で原案のとおり承認されました。
教育長	全員賛成ですので、専承第11号については、原案のとおり承認します。 6月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。